
QA8-21 家庭菜園で作った野菜等、自己消費する食品についても基準値は適用されるのですか。

A

- ① 自分や家族で食べるために作った野菜など、販売することを目的にしない食品は、規制の対象にはなりません。
- ② ただし、販売することを目的にしない食品であっても摂取制限の対象になります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 83 ページ「基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限」

下巻 第8章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

出典：①厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」、②厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について（平成 27 年 11 月 20 日）」より作成

出典の公開日：①平成 24 年 7 月 5 日、②平成 27 年 11 月 20 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日